

女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

社会福祉法人 真寿会（東近江市、医療・福祉）

を認定しました（認定段階3での認定となります）。



■■認定企業の取組紹介■■

○採用に関する取組

- ・Instagramを活用した広報活動。
- ・すべての職種のインターンシップを実施し、若者に対する就業体験の機会を提供。
- ・内定者同士の交流や入職後のイメージがしやすくなるよう内定者の集いを実施。
- ・入職前の不安を取り除けるよう内定から入職まで定期的に ZOOM で面談を実施。

○継続雇用に関する取り組み

- ・有給休暇の時間単位での取得が可能。
- ・新入職員に対しプラザースター制度を設け、いつでも先輩へ相談できる環境を整備。
- ・人事考課を反映し、年に1度昇給を実施。
- ・階層別研修の実施。
- ・資格取得時にお祝い金を支給。

○長時間労働是正のための取組

- ・職員の負担を軽減するためICTの導入。
- ・職員一人ひとりの残業に対する意識やタイムスケジュールの見直し。

○管理職比率に関する取組

- ・管理職に占める女性労働者の割合は80%。
- ・管理職を目指す女性職員の育成等の取り組みを推進。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・出産や子育てによる退職者の再雇用制度の実施。
- ・非常勤から常勤職員への転換の実施。
- ・子育て世代の女性を積極的に採用。

■■認定企業よりメッセージ■■

当法人は、有給休暇の時間単位での取得促進や育児休業を取得しやすい環境づくりを行い、育児休業復帰後の時短勤務やお子さんの看護休暇制度等で職員をサポートしています。

一人ひとりが安心して働き続けることができる職場環境の実現に向け、職員のワークライフバランスの向上に取り組んでいます。

【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階（※）あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190